

令和5年7月18日
北海道開発局

石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

～北海道初となる指定手続きに着手～

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※石狩川水系千歳川等の流域をその区域に含む北海道および道内の6市町の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、北海道では初となる一級河川石狩川水系千歳川等の計35河川の特定都市河川指定に向けて、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をその区域に含む北海道及び道内の6市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

（添付資料）

- 別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 石狩川水系千歳川等の概要
- 別紙3 「千歳川流域治水相談窓口」の開設について

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

建設部 河川計画課 河川計画調整官 川岸 智樹（内線5294）

建設部 河川計画課 企画係長 下館 巧（内線5327）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



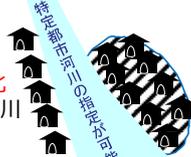
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



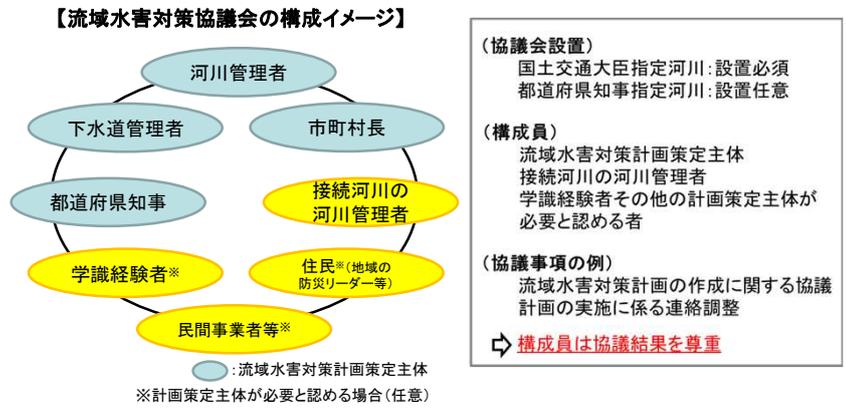
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20~30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1~ 30m^3 の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

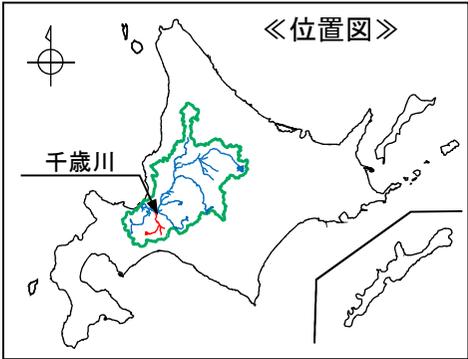
- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

石狩川水系千歳川等の概要(1/4)

河川区間: 石狩川水系千歳川等の計35河川
 流域面積: 約1,244km²
 (江別市の一部、恵庭市、北広島市の一部、千歳市の一部、長沼町の一部、南幌町の一部)



- 凡例
- 指定を行おうとする河川(国管理)
 - 指定を行おうとする河川(道管理)
 - 指定を行おうとする河川の流域
 - 行政界



石狩川水系千歳川等の概要(2/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間		
	上流端		下流端
ちとせがわ 千歳川	左岸 千歳市国有林石狩空知森林計画区六千九十林班ほ小班地先	右岸 千歳市国有林石狩空知森林計画区六千七十林班い小班地先	石狩川への合流点
さなえべつがわ 早苗別川	左岸 江別市大字西野幌百五十四番の一地先	右岸 江別市大字西野幌五百十五番の十地先	千歳川への合流点
さなえべつがわほうすい 早苗別川放水路	早苗別川からの分派点		千歳川への合流点
すじかいがわ 筋違川	江別市西野幌百一番三地先の上流端を示す標柱		早苗別川への合流点
ひがしにごうがわ 東二号川	左岸 江別市大字西野幌五百二十四番地先	右岸 江別市大字西野幌五百二十七番の一地先	早苗別川への合流点
うらのさわがわ 裏の沢川	左岸 北広島市北の里百四番の六地先	右岸 北広島市北の里百一番の六地先	千歳川への合流点
きゅうゆうばりがわ 旧夕張川	左岸 夕張郡長沼町二百六十四番の一地先	右岸 空知郡南幌町三千百五十番の七地先	千歳川への合流点
ながおいがわ 長追川	左岸 夕張郡長沼町字馬追原野二千二百五十四番の二十三地先	右岸 夕張郡長沼町字馬追原野二千二百五十四番の十二地先	旧夕張川への合流点
うまおうんが 馬追運河	左岸 夕張郡長沼町字馬追千九百二十七番の二十九地先	右岸 夕張郡長沼町字馬追千九百二十七番の七十五地先	旧夕張川への合流点
やまねがわ 山根川	左岸 夕張郡長沼町四百六十三番の十一地先	右岸 夕張郡長沼町九百二番の十一地先	馬追運河への合流点
ふしこがわ 富志戸川	左岸 夕張郡長沼町字馬追千九百二十番の二十七地先	右岸 夕張郡長沼町字馬追千九百二十番の四十地先	山根川への合流点

石狩川水系千歳川等の概要(3/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間		
	上流端		下流端
ながめまたんざんがわ 長沼炭山川	左岸 夕張郡長沼町字馬追千九百八十七番の 四地先	右岸 夕張郡長沼町字馬追千八百六番の六地先	山根川への合流点
わつつがわ 輪厚川	左岸 北広島市中の沢六十四番の八地先	右岸 北広島市中の沢四百八番の四地先	千歳川への合流点
しままつがわ 島松川	監視山沢の合流点		千歳川への合流点
おとえべつがわ 音江別川	左岸 北広島市富ヶ岡二百三十七番の一地先	右岸 北広島市富ヶ岡六百五十四番の二地先	島松川への合流点
かしわぎがわ 柏木川	左岸 恵庭市北柏木町三丁目三百五十七番地先	右岸 恵庭市北柏木町六百七十四番の一地先	島松川への合流点
ルルマップ川	恵庭市桜森十四番地先		柏木川への合流点
にいべつがわ 仁井別川	北広島市仁別三百八十四番一地先の道道橋下流端		島松川への合流点
みなみろくごうがわ 南六号川	夕張郡長沼町二十四番一地先の上流端を示す標柱		千歳川への合流点
しんながおいがわ 新長追川	長追川の分派点		南6号川への合流点
みなみきゅうごうがわ 南九号川	左岸 夕張郡長沼町字馬追原野四千九百九十 一番三地先	右岸 夕張郡長沼町字馬追原野四千九百九十三番 一地先	千歳川への合流点
ウレロッチ川	夕張郡長沼町字馬追原野三千八百十八番地先の町道橋下流端		南九号川への合流点
いざりがわ 漁川	左岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千 六十九林班い小班地先	右岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千百 二十九林班は小班地先	千歳川への合流点

石狩川水系千歳川等の概要(4/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間		
	上流端	下流端	
もいざりがわ 茂漁川	熊見沢の合流点		漁川への合流点
イチャンコッペ川	左岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千 百四十七林班い小班地先	右岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千百六 十八林班い小班地先	漁川への合流点
モイチャン川	左岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千 百三十六林班い小班地先	右岸 恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千百四 十六林班い小班地先	イチャンコッペ川へ の合流点
ラルマナイ川	恵庭市国有林石狩空知森林計画区五千十林班い小班地先の林道橋下流端		漁川への合流点
いざりぶとがわ 漁太川	左岸 恵庭市漁太二十六番三地先	右岸 恵庭市漁太五百四十九番の一地先	千歳川への合流点
けぬちがわ 嶮淵川	左岸 千歳市東丘六百三十二番の十六地先	右岸 千歳市東丘六百三十二番の十三地先	千歳川への合流点
おさつがわ 長都川	左岸 千歳市上長都千百八番地先	右岸 千歳市上長都千百七番地先	千歳川への合流点
ユカンボシ川	左岸 恵庭市和光町一丁目千一番の一地先	右岸 恵庭市戸磯六百十七番の二地先	長都川への合流点
しゅくばいがわ 祝梅川	左岸 千歳市祝梅五百二番の二地先	右岸 千歳市祝梅九百三十九番の六十四地先	千歳川への合流点
ママチ川	イケシリママチ川の合流点		千歳川への合流点
しんままちがわ 新ママチ川	ママチ川からの分派点		千歳川への合流点
ないべつがわ 内別川	千歳市蘭越十番の二地先		千歳川への合流点

石狩川水系千歳川等の特定都市河川指定に向けて 「千歳川流域治水相談窓口」を開設しています

千歳川流域における「流域治水」の本格的な実践、及びそのための新たな法的枠組みである「特定都市河川」制度の活用に向け、関係市町等による様々な流域治水に関する取組を支援する「千歳川流域治水相談窓口」を、4月より新たに江別河川事務所及び千歳川河川事務所に開設しています。

■ 江別河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 江別市高砂町 5
- ・ 電話 011-382-2358
- ・ 担当者 副所長



■ 千歳川河川事務所 流域治水相談窓口の連絡先

- ・ 住所 千歳市住吉1丁目1番1号
- ・ 電話 0123-24-1114
- ・ 担当者 副所長

